

## 第5章 災害応急対策計画

災害時にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と被害者の保護を図るための計画である。

### 第1節 応急措置実施計画

町の区域の災害時は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署各出張所及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

#### 1. 応急措置実施責任者

法令上、実施責任者として定められているものは次のとおりである。

- ア 北海道知事 (基本法第 70 条)
- イ 警察官等 (基本法第 63 条第 2 項)
- ウ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- エ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第 80 条)
- オ 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第 62 条)
- カ 水防管理者 (町長)、消防機関の長 (水防法第 17 条及び第 21 条)
- キ 消防署出張所長、消防団長 (消防法第 29 条等)

#### 2. 町の実施する応急措置

##### (1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特別に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

##### (2) 応急公用負担の実施

町長は本町の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するための必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、木材その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

尚、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づき措置をとらなければならない。

##### ア 工作物及び物件の占有に対する周知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、木材その他の物件 (以下「工作物」という) を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事

項を湧別町公告式条例（平成 21 年湧別町条例第 3 号、以下「公告式条例」という）を準用して町役場掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形式及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 他の市町村長に対する応援の要請等

ア 町長は本町の地域に係る災害が発生したとき、本町のみでは十分な応急措置を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に対し応援を求めることができる

イ 応援の種類

- ① 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- ② 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- ③ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- ④ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

ウ 応援の要請の手続き

町長は次に掲げる事項を明らかにして、道を経由して要請する。

- ① 被害の種類及び状況
- ② イの①②に掲げるものの品名、数量等
- ③ イの③に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- ④ イの④に掲げる職員の職種別人員
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ 応援の期間
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

エ 応援の経費の負担

応援に要した経費は、本町が負担する。

オ 他の市町村への応援

他の市町村で災害が発生し、応援を求められた場合は、同協定に基づき応援を行うものとする。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

町長は本町の地域に係る災害が発生した場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する緊急従事指示等

- ア 町長は本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の地域住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）
- イ 町長及び消防署出張所長は水防のためやむを得ず必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 17 条）
- ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）
- エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場附近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 7 第 1 項）
- オ 町長等は前各号の応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

### 3. 救助法適用の場合

救助法適用の場合は次のとおりである。

#### (1) 実施責任者

救助法による救助は知事が行う。ただし救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその事務の一部を町長が委任を受けて実施する。

#### (2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

##### ア 救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にあった者の救助
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 死体の捜索及び処理
- (サ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び人夫雇上げ

イ 救助の程度、方法及び期間は応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

#### (3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにオホーツク総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

#### (4) 救助の期間、費用の限界及び帳簿

避難、救助、給水、食料供給、医療生活必需品物資供給、応急仮設住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、死体の捜索、処理、埋葬及び文教対策計画の救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

### 救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	町の 単 場 合	被 害 が 相 当 広 範 囲 な 場 合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した 場合等
	独 合	住宅滅失世帯数	
湧別町 5,000人以上 15,000人未満		住宅滅失世帯数	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき
	40戸	20戸	

#### 摘 要

##### 1 住宅被害の判定基準

###### (1) 滅失………全壊、全焼、流失

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

ア. 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。

###### (2) 半壊、半焼………2世帯で滅失1世帯として換算

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

ア. 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

###### (3) 床上浸水………3世帯で滅失1世帯として換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

##### 2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 旅館の住込女中等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

## 第2節 動 員 計 画

災害が発生し、又は災害が予想される応急措置を迅速かつ適確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

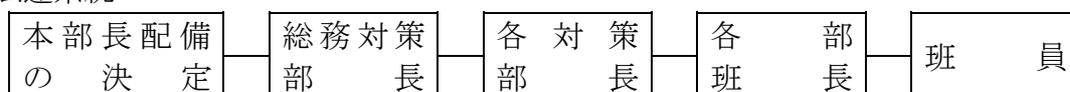
### 1. 動員の配備、伝達系統と方法

#### (1) 本部職員に対する伝達方法

##### ア 平常執務時の伝達方法

本部長の配備の決定により、本部の配備体制に従って総務対策部長（総務課長）が各部班長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

※伝達系統



##### イ 休日又は退庁後の伝達方法

待機者または在庁者は次の情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

※待機者または在庁者による伝達系統



### 2. 職員の非常登庁

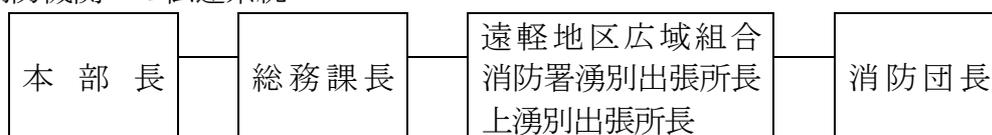
職員は勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは災害のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、放送機関に依頼してテレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

### 3. 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

※消防機関への伝達系統



### 第 3 節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

#### 1. 災害情報等の収集方法

災害情報の収集については「第 3 章災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 連絡記録班派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

#### 2. 災害情報等の発表方法

##### (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て、総務対策部長（総務課長）がこれにあたる。

##### (2) 住民に対する広報及び内容

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。また、避難行動要支援者に配慮し、多様な手段を利用して伝達に努めるものとする。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ等の利用
- イ 広報紙、チラシの利用
- ウ 広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）等の利用
- エ 町防災メール配信システムの利用
- オ 緊急速報メールの利用
- カ インターネットの利用

##### (3) 広報内容は、次のとおりとする。

- ア 避難情報及び避難場所・避難所
- イ 災害応急とその状況
- ウ 災害復旧対策とその状況
- エ 災害地を中心とした交通に関する状況
- オ その他必要な事項

##### (4) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別、名称及び発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(5) 対策本部職員に対する周知

総務班は災害状況の推移を対策本部職員に対し周知、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(6) 各関係機関に対する周知

総務班は必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

**3. 被災者相談所の開設**

町長は必要と認めたときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応じるものとする。

## 第 4 節 避難救出計画

災害時において、住民の生命、身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを指示し、避難場所を開設するための計画及び生命若しくは、身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は次に定めるところによる。

### 1. 避難計画

#### (1) 避難実施責任者及び措置の内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められるときは、避難実施責任者は次により避難指示等を発令する。

特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画の作成などにより避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

#### ア 町長（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

(ア) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの指示、立退先の避難場所の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。

なお、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、的確に避難指示等を実施し、伝達が可能となるよう避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備を図るものとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

(イ) 町長は、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

(エ) 避難指示等は、広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）、町防災メール配信

- システム等の伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。
- イ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (ア) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の住民に対し立退きの指示をすることができる。
- (イ) 知事は、災害の発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。
- (ウ) オホーツク総合振興局長は町長から避難のための立退指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。
- また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道防災計画第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。
- ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- 警察官又は海上保安官は、アの（ア）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示をすることができないと認めるときは、立退き又は緊急安全確保措置の指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。
- エ 自衛隊（自衛隊法第94条等）
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。
- この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
- (ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

(2) 避難実施責任者の職務代理者

災害時における避難実施責任者である町長の職務代理者の順位は次の通りとする。

- ア 町長が指示する暇がない時、又は町長から要請があったときの職務代理者は副町長とする。
- イ 副町長が指示する暇がない時、又は副町長から要請があったときの職務代理者は総務課長とする。
- ウ 総務課長が指示する暇がない時、又は総務課長から要請があったときの職務代理者は湧別町課設置条例(平成21年条例第8号)第1条に規定する課の長の順番とする。

(3) 避難措置における連絡及び協力

## ア 連絡

知事（オホーツク総合振興局長）、町長、遠軽警察署長及び紋別海上保安部長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のための立退きを指示し、又は指示した場合は相互にその旨を連絡するものとする。

## イ 協力、援助

## (ア) 北海道警察（遠軽警察署）

警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

## (イ) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

避難指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

## (4) 避難指示等の基準

警戒レベル・避難情報等	発令・発表時の状況	居住者等が取るべき行動等
緊急安全確保 (警戒レベル5・町長が発令) ※必ず発令される情報ではない。	災害発生又は切迫	指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動が安全とは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示 (警戒レベル4・町長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
高齢者等避難 (警戒レベル3・町長が発令)	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</li> </ul>
大雨・洪水・注意報 (警戒レベル2・気象庁が発表)	気象状況悪化	災害に備え自らの避難行動を確認する。
早期注意情報 (警戒レベル1・気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。

(5) 避難指示等の周知

ア 避難指示、避難指示（緊急）及び災害発生情報事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難の理由
- (エ) 注意事項
  - (A) 携帯品は限られたものだけとする。  
(食料、水筒、タオル、着替、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)
  - (B) 服装は軽装として帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行
  - (C) 避難後の戸締り
  - (D) 火器に注意し、火災が発生しないようにする。
  - (E) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ 避難準備・高齢者等避難開始の周知事項

避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

ウ 伝達方法

避難行動に確実に結びつけるため、避難行動要支援者に配慮するなど、多様な手段を利用して伝達に努める。

- (ア) 避難信号による伝達
  - 消防信号及び水防信号に定める危険信号によるものとする。
- (イ) 放送局（NHK、民間放送局）に対し避難指示等を発令した旨を連絡し、関係住民に周知するよう依頼する。
- (ウ) 防災情報伝達施設（屋外スピーカ）による伝達
- (エ) 電話による伝達
  - 電話による官公署、事業所等に伝達する。
- (オ) 広報車による伝達
  - 町及び消防機関の広報車を利用し、当該地区を巡回して周知する。
- (カ) 伝達員による個別伝達
  - 避難指示等を発令したときが夜間、停電時、風雨がはげしい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等班を編成し、個別に伝達するものとする。
- (キ) 町防災メール配信システム等による伝達
- (ク) 北海道防災情報システムによる伝達

(6) 避難場所

避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所に区分し、災害の種別、避難人口等により指定するが、災害の規模や情勢により避難が困難な場合は、他の場所、施設を速やかに指示する。

ア 指定緊急避難場所

町長は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす以下の施設または場所を指定緊急避難場所として指定する。（基本法第 49 条の 4）

地区名	施設名	収容人員 (人)	所在地	災害の種別(○印が使用可能)					備考
				地震 災害	洪水 災害	土砂 災害	津波 災害	大規模 な火事	
湧別市街地区	町民憩の広場	10,500	栄町154-1	○		○		○	
	湧別運動公園	32,180	東37-1	○		○		○	
	ゆうべつ学園グラウンド	9,700	錦町223	○		○	○	○	
芭露地区	芭露学園グラウンド	12,200	芭露411	○		○		○	
	御園山公園	—	芭露872-1	○				○	
登栄床地区	レイクパレスグラウンド	5,300	登栄床154-3	○		○		○	
中湧別地区	5の3公民館駐車場	7,500	北兵村三区497-1	○		○		○	
	五鹿山公園(スキー場)	—	北兵村二区100	○	○	○		○	
	北町グラウンド	6,000	中湧別北町23-15	○		○		○	
	文化センターTOM駐車場	7,600	中湧別中町3020-1	○	○	○	○	○	
	中湧別野球場	15,700	中湧別南町905	○		○		○	
	旧中湧別小学校グラウンド	13,600	中湧別南町914	○	○	○		○	
	5の1自治会グラウンド	6,000	北兵村一区78	○		○		○	
湧別高等学校グラウンド	50,000	中湧別南町846-2	○		○		○		
上湧別地区	かみゆうべつチュールップ公園駐車場	33,400	北兵村一区590	○		○		○	
	上湧別学園グラウンド	25,600	上湧別屯田市街地1-1	○	○	○		○	
	旧上湧別小学校グラウンド	14,800	上湧別屯田市街地98-1	○	○	○		○	
	上湧別ソフトボール場	10,200	上湧別屯田市街地68	○		○		○	
	4の2自治会グラウンド	4,500	南兵村二区109	○		○		○	
	旧開盛小学校グラウンド	11,200	開盛462-3	○	○	○		○	
	旧富美小学校グラウンド	9,700	富美568	○				○	

イ 指定避難所

町長は、災害時に、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民その他の被災住民を一時的に滞在させるため、以下の施設を指定避難所に指定する。(基本法第 49 条の 7) なお、指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができるものとする。(基本法第 49 条の 8)。

(ア) 津波避難所

施設名	所在地	収容人員 (人)	標高 (m)	避難対象地区
ゆうべつ学園	錦町 223	660	6.8	港町、曙町、緑町
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町
川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西
社会福祉会館	中湧別南町 911	670	15.9	登栄床・東(一部)
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露(一部)
道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	芭露(一部)、 志撫子(一部)
志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子(一部)
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地(一部)
湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先

## (イ) 洪水避難所

施設名	所在地	収容人員 (人)	標高 (m)	避難対象地区
中湧別総合体育館	中湧別南町 905-2	1,350	15.6	港町、曙町、緑町、栄町、 錦町、5の3
信部内地区会館	信部内 164-1	130	10.7	川西、信部内、旭
旭農業センター	旭 220	55	24.2	
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	登栄床、東
東研修センター	東 471	210	7.7	
東福祉の家	東 472-1	120	7.7	
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露、志撫子、計呂地
道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	
上芭露地区公民館	上芭露 607	200	27.6	上芭露、東芭露、西芭露
東芭露地区公民館	東芭露 532	50	60.6	
西芭露ふるさとセンター	西芭露 377	100	76.0	
五鹿山公園 (スキー場)	北兵村二区 100	100	25.7	
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	東町、北町、中町
社会福祉会館	中湧別南町 911	670	15.9	南町
上湧別学園	上湧別屯田市街地 1-1	1,100	23.9	5の1、屯市、4の3、 4の2、4の1
上湧別農村環境改善センター	上湧別屯田市街地 67-8	670	29.0	
上湧別コミュニティセンター	上湧別屯田市街地 318	430	29.1	開盛、富美、上富美、札富美
開盛住民センター	開盛 1018-9	280	58.6	

## (ウ) 雪害避難所

施設名	所在地	収容人員(人)
保健福祉センター	栄町112-9	180
湧別総合体育館	栄町155-1	1,200
芭露畜産研修センター	芭露248-5	520
芭露地区会館	芭露309-1	260
道の駅愛ランド湧別	志撫子6-2	170
計呂地地区活性化センター	計呂地197	200
上湧別コミュニティセンター	上湧別屯田市街地318	430
文化センターTOM	中湧別中町3020-1	1,100
5の3公民館	北兵村三区497-1	380

## (エ) 福祉避難所

施設名	所在地	運営法人名
特別養護老人ホーム オホーツク園	東 41-1	社会福祉法人 湧別福祉会
サポートセンターばろう	芭露 2334-2	
特別養護老人ホーム 湧愛園	上湧別屯田市街地 336-1	

## ウ 避難場所の確保

町内で避難所等の確保が困難な場合は、第5章第1節応急措置実施計画に規定する他の市町村に対する応援要請に基づき、近隣市町村に施設等の提供を受け、避難所等を確保する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

## (7) 避難方法

## ア 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等避難支援プランを整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町長は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

## イ 移送の方法

## (ア) 小規模な場合

避難は、各個が行うことを原則とする。但し、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

## (イ) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

## (8) 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

## (9) 指定緊急避難場所の開設

町長は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

## (10) 指定避難所の開設

ア 町長は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ

指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町長は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

エ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

オ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

カ 町長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

キ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信手段について検討する。

#### (11) 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力ものと町が適切に行うものとする。

ア 町は、避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

イ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

ウ 町は指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

エ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

オ 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

カ 町は、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営

住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

キ 町は、必要に応じ、避難場所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ク 避難所における個人情報の取扱について、十分留意するものとする。

ケ 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ管理に当たらせる。又、連絡員は本部との情報連絡を行う。

コ 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

サ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

シ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

ス 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

## (12) 北海道（オホーツク総合振興局）に対する報告

ア 避難指示等を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、オホーツク総合振興局に対しその旨報告する。

（町長以外の者が発令をした場合は町長経由とする。）

イ 避難所を開設したときは知事（オホーツク総合振興局）にその旨報告する。

○避難所開設の日時、場所及び施設名

○開設期間の見込み

○収容状況及び人員

○炊き出し等の状況

## 2. 救出計画

### (1) 救出実施責任者

町長（災害救助法の適用を受け知事の委任を受けた場合を含む）は警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難の場合は自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、オホーツク総合振興局長に派遣要請する。

### (2) 救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当する者とする。

ア 火災の際火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷になった場合

ウ 水害により家屋とともに流され、又孤立地点に残された場合

エ 自動車等の大事故が生じた場合

## 第 5 節 食料供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。なお、計画の実施に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

### 1. 主要食料供給計画

#### (1) 実施責任者

供給の責任者は、災害対策本部長（避難所設置班）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

なお、主要食料の確保は商工会の協力を得て対応する。

#### (2) 供給の対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合。

#### (3) 供給の方法及び手続等

町長は災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

### 2. 副食調味料供給計画

#### (1) 実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等は災害対策本部長（避難所設置班）が調達する。

副食調味料の確保については、避難所設置班が、商工会、農協、漁協の協力を得て行う。

#### (2) 調達方法

副食、調味料の町内における調達が不可能であり、又は必要数量を確保できない場合にあっては、オホーツク総合振興局長を経由して知事に対してその斡旋を要請する。

### 3. 炊き出し計画

#### (1) 実施責任者

炊き出しの給与は災害対策本部長（町長）が行うが、その事務は避難所設置班が行うものとする。

#### (2) 協力団体

自治会及びボランティア団体の協力を得るものとする。

#### (3) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ 災害応急対策に従事している者

(4) 業者からの購入

町において直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯提供業者で注文することが可能と認められるときは、炊き出しの基準等を明示して、町内の米飯提供業者より購入して供給する。

4. 乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店及び農協店舗より調達する。

## 第6節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。なお、計画の実施に当たっては、避難行動要支援者に配慮するようにする。

### 1. 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保については知事の委任において町長が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、避難所設置班が行うものとし、物資の調整が困難なときは、知事に斡旋調達するものとする。

### 2. 実施の方法

- (1) 次に掲げるものについては、災害状況に応じて給与又は貸与を行うものとする。
  - ア 災害により住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
  - イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を失い、日常生活を営むことが困難と思われる者。

### 3. 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝 具
- イ 外 衣
- ウ 肌 着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食 器
- キ 日 用 品
- ク 光熱材料

### 4. 衣類、生活必需品の調達

災害の規模に応じて町内の各衣料品及び日用品取扱店を調達先とする。

なお、調達困難な場合は知事に要請して、調達するものとする。

### 5. 給与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者  
救援物資の給与又は貸与は、各自治会長の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 給与又は貸与台帳  
救援物資の給与又は貸与にあたり、次の簿冊を備えその経過を明らかにして処理するものとする。

- ア 世帯構成員別被害状況 (様式1)

- イ 物資購入（配分）計画書 （様式 2）
- ウ 物資受払簿 （様式 3）
- エ 物資給与及び受領簿 （様式 4）

様式 1

世帯構成員別被害状況

		平成 年 月 日													
被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学校	中学校	
	全壊（焼）														
流失															
半壊（焼）															
床上浸水															

様式 2

物資購入（配分）計画書

品名	単価	世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				4人世帯				5人世帯				計											
			円				円				円				円				円				円											
			数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額																												
計																																		

様式 3

物資受払簿

品名	年月日	摘要	受	払	残	備考

様式 4

物資給与及び受領簿

住宅被害程度区分		
----------	--	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所  
世帯主

印

給与年月日	品 名	数量	備考	給与年月日	品 名	数量	備考

## 第7節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能となった場合、住民に最小限の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

## 1. 実施責任者

応急給水は上下水道対策班が実施する。上下水道対策班員は、相互連絡を密にし浄水の確保と給水に万全を期するものとする。なお救助法が適用され知事の委任を受けた場合も同様とする。

## 2. 給水方法

上下水道対策班はオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地への給水を行う。

## (1) 水道施設に被害のない場合

消防水槽車により、上水道の水を給水する。

## (2) 水道施設のうち給配水管にのみ被害のあった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車及び給水用資機材により搬送給水する。

## (3) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ水器によりろ水し、消毒薬で滅菌処理して給水するほか、近接市町に要請して飲料水の提供を受ける。搬送給水は、消防水槽車等によるほか、必要に応じ自衛隊の出動の要請により行う。

## 3. 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取付け、被災者に飲料水を供給する。

## 4. 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に対して周知する。

## 5. 給水資器材

品名	給水タンク	備考
数量	(1.5 t) 1台	
	(7 t) 1台	(散水車)

## 第 8 節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合における医療・助産は、知事の委任を受けた町長（避難所設置班）が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合における医療・助産は、避難所設置班が実施する。
- (3) 上記(1)及び(2)については、遠軽医師会と緊密な連絡協議の下に実施するものとする。

### 2. 医療及び助産の対象者並びにその把握

#### (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

#### (2) 対象の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に連絡するものとする。連絡を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療・助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

### 3. 応急救護所の設置

応急救護所は、次に掲げる施設とするが、全町的な大災害の場合は他の公共施設等を使用するものとする。

※応急救護所として指定する施設

施設名	所在地	電話番号	収容人員
ゆうべつ学園	湧別町錦町	5-2410	600人
芭露学園	湧別町芭露	6-2463	450人
上湧別学園	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人

### 4. 遠軽医師会に対する出動要請

- (1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、遠軽医師会長に対し出動要請を行う。
- (2) 要請する場合は、次の項目を通知する。
  - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
  - イ 出動の時期及び場所
  - ウ 出動を要する人員及び資機材
  - エ その他必要な事項

5. 医療班の編成

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき医療班を編成し応急医療にあたるものとする。

6. 医療品等の確保

医療・助産に必要な医薬品及び衛生機材は、医療班常備以外の確保については、町内で調達できないので災害の状況により、隣接市町村及び知事に調達を要請する。

7. 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

8. 関係機関の応援

町長は、災害規模に応じ知事に対し応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援（厚生病院・道立病院・DMAT（災害派遣医療チーム））
- (2) 患者の移送（北海道警察・自衛隊）

## 第9節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、環境整備部が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町長のみで不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

### 2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を組織するものとする。

#### (1) 感染症予防委員の選任

町長は、知事の指示に従って感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

#### (2) 町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するもの。

担当部名	課 長	班 員
環境整備部 (環境整備班)	住民税務課長	住民税務課

(注)①環境整備班の活動範囲は当該箇所外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で実施するものとする。

②環境整備班は、他の対策部の活動状況を勘案しながら、各部から応援を求め編成するものとする。

### 3. 防疫の種別と方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、被災地の防疫についてはオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室の指導を得て、次の要領により速やかに実施するものとする。

#### (1) 環境整備班の消毒活動

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- イ 避難場所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上実施する。
- ウ 井戸の消毒を実施する。なお水害等で汚水が直接入った場合、又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは消毒後使用させるものとする。
- エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

#### (2) 各世帯における家屋等の消毒

- ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗い設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。
- イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行う。

## (3) 患者等に対する措置

町長は、感染症患者が発生したときは、差別的な取扱を行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がされるよう努めるものとする。

## (4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事（オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室）の指示を受け予防接種を実施するものとする。

## (5) 避難所の防疫指導

町長は、避難所の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

## ア 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けるよう指導する。

## イ 消 毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、トイレ、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所に配置し、手洗いの励行等について十分指導徹底させるものとする。

## ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。又配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥等の衛生的処理についても、十分徹底させるものとする。

## エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

## 第10節 清掃計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

#### (1) ごみ及びし尿処理

ア 災害地における清掃は、地域住民の協力を得て、環境整備班が実施するものとする。

イ 町長は、災害により被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町又は知事に応援を求め実施するものとする。

#### (2) 死亡獣畜の処理（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。ただし所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、環境整備班が関係機関と協議し処理する。

イ 放浪犬の処理は、紋別地域保健室の指示により環境整備班が実施する。

### 2. 清掃の方法

#### (1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成するものとする。

イ ごみ処理班の班長には住民税務課環境衛生係を、班員には各自治会環境衛生担当員をもって充てるものとする。

#### (2) ごみ収集処分の方法

ごみは、町のごみ処理場に収集投棄するものとする。その際現有車両による処理が困難な場合は、民間所有車又は業者より車両を借入れて実施するものとする。

#### (3) し尿の収集方法

し尿の収集は、委託業者によりバキューム車を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないように、被害程度の大きなところから収集し、短時間に処理する。

### 3. 野外仮設共同トイレの設置

トイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置するものとする。共同トイレは、必要箇所を最小限度の仮トイレを設ける。

### 4. 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において処理するものとし、取扱場が災害等により処理が困難な場合、環境整備班は関係機関と協議し処理する。

\*町内の死亡獣畜取扱場

鈴木畜産	湧別町計呂地
藤富産業	湧別町東

## 5. ごみ及びし尿処理施設

## (1) ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理方法	備 考
えんがる クリーンセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式	
えんがる リサイクルセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	リサイクル方式	

## (2) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理方法	備 考
遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村 1 区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1 日 5 5 t

## 6. 被災家畜舎等の防疫

被災した家畜舎等の防疫活動は、環境整備班が家畜保健衛生所等関係機関と協議し、必要に応じて実施する。

## 第 11 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害により現に行方不明の状態、かつ周囲の事情によりすでに死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて救護対策班が実施するが、救助法が適用されない場合でも、町長は警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

### 2. 行方不明者の捜索

#### (1) 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察官、海上保安部、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し必要な舟艇その外機械器具を活用して実施するものとする。

#### (2) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

- ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者数及び氏名、年令、容ぼう、特徴、着衣等

### 3. 死体を発見した場合の処理

作業中又は捜索中において死体を発見した時は、直ちに警察官に届出るものとし、死体処理は検死後に行うものとする。

### 4. 死体の収容処理方法

- (1) 死体の処理は身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。
- (2) 災害により社会混乱のため遺族等が死体の処理を行うことができないものについては、町長が行うものとする。
- (3) 死体の収容処理
  - ア 死体識別のため死体の洗浄、縫合、消毒をし又遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。
  - イ 死体の一時保存
    - 死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所（町内寺院、公共建物又は公園等死体収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで一時保存する。
  - ウ 検案
    - 死体について、死因その他医学的検査を行う。

## 5. 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当り次の事項に留意する。

- (1) 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行路死亡人扱いとする。

## 6. 火葬場及び墓地の状況

## (1) 火葬場

火葬場名	所在地	電 話	備考
湧別町湧別斎場	湧別町東145番地	5-2940	
湧別町上湧別斎場	湧別町上湧別屯田市街地447番地	2-2660	

## (2) 墓地

墓 地 名	所在地	備 考
湧別墓地	湧別町東145番地の1	
登栄床墓地	湧別町登栄床78番地	
信部内墓地	湧別町信部内39番地	
芭露墓地	湧別町芭露964番地の1	
上芭露墓地	湧別町上芭露406番地	
西芭露墓地	湧別町西芭露518番地	
東芭露墓地	湧別町東芭露131番地の3	
志撫子墓地	湧別町志撫子1374番地	
計呂地墓地	湧別町計呂地1406番地の2	
南兵村墓地	湧別町上湧別屯田市街地447番地	
北兵村墓地	湧別町北兵村一区235番地の1、 236番地の1、239番地の3	
富美墓地	湧別町富美560番地、561番地の1、 562番地の1、3031番地の内	
上富美墓地	湧別町上富美332番地の2	
開盛墓地	湧別町開盛11番地、908番地	
湧別町合同墓	湧別町東145番地の1	

## 第 12 節 障害物除去計画

水害等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常の生活に支障のないよう処置する場合は、本計画に定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 障害物の除去は土木対策班が行う。  
ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

### 2. 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流れを良くし、溢水を防止し、又は海岸の決壊を防止するため必要なとき。

### 3. 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

### 4. 障害物の保管等

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名簿を公示する。
- (2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれのある時、その保管に不相当の費用・手数料を要する時は、その工作物を売却し代金は保管する。

## 第13節 輸 送 計 画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送を迅速的確に行うための方法等は、本計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1. 実施責任者

- (1) 災害時の輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。
- (2) 災害時の輸送の総括は、土木対策班が行うものとする。

### 2. 災害時輸送の方法

#### (1) 車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数で不足する場合は、他の機関に応援を要請し又は民間の車両の借上を行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。

#### (2) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じた時は、労務者による人力輸送を行うものとする。

#### (3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要性がある場合には、北海道消防防災ヘリコプター及び自衛隊、海上保安部の航空機による輸送を要請するものとする。

なお、北海道消防防災ヘリコプターの要請については、本章第18節「消防防災ヘリコプター活用計画」に定めるところによる。

#### (4) 舟艇輸送

水害時における水中孤立の救出、食料の供給等必要がある場合は、関係機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

### 3. 緊急輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- (1) 避難住民の輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者救出のための輸送
- (4) 飲料水の輸送
- (5) 救助、救援物資及び器材の輸送
- (6) 死体の捜索及び処理のための輸送

## 第 14 節 労務供給計画

## 1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、産業対策班が行う。

## 2. 民間団体への協力要請

## (1) 動員の順序

災害応急対策の動員を確保する場合として、自治会の動員及び被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要と認める場合は労務者の雇上げをするものとする。

## (2) 動員の要請

災害対策本部の各班において自治会の労力を必要とするときは、次の事項を示し産業対策班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 作業予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

## 3. 労務者の雇上げ

活動要因等の人員が不足し、又は特種作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

## (1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、機具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

## (2) 公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明示し公共職業安定所長に要請するものとする。

- ア 職種別所用労務者数
- イ 作業場所及び内容
- ウ 期間及び労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

#### 4. 協力団体等の活動

##### (1) 活動内容

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者への炊き出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の支給
- オ 被災者への医療、助産の協力
- カ 避難所の清掃
- キ 町の依頼による被害者状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

## 第 15 節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育及び文化財の保全対策は、本計画の定めるところによる。

## 1. 実施責任者

(1) 町内義務教育学校における応急教育及び町内文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（文教対策班）が行う。

ただし救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長（教育委員会）が実施する。

(2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

## 2. 応急教育対策

## (1) 休校措置

## ア 休校基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

## イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、又は各学校があらかじめ定める伝達方法（電話、報道機関）により周知するものとする。

## (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度により次の方法によるものとする。

## ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足の場合は2部授業等の方法をとるものとする。

## イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又はオホーツク教育局を通じ北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

## (3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、オホーツク教育局と緊密な連絡をとり教職員の確保に努めるものとする。

## 3. 教科書・学用品の調達及び支給

## (1) 支給対象者

住宅が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を減失又はき損した者に対して支給する。

## (2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 学用品
- ウ 通学用品

## (3) 調達方法

## ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。又町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与の依頼をするものとする。

## イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

## (4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

## (5) 災害救助法が適用されない場合

被災の状況により、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

**4. 被災教職員・児童・生徒の健康管理**

災害の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について予防接種、健康診断等をオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室に依頼して実施するものとする。

**5. 学校給食等の措置**

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講じるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

**6. 文化財の保全対策**

災害が発生したとき、又は発生するおそれが予想されるときは、文化財の所有者及び管理者は、常に当該物件の保全、保護にあたるものとする。

文化財一覧表

番号	種 別	名 称	所 在 地	土地所有者	備 考
1	遺物包含地	ポ ン 沼 遺 跡	湧別町東 682 番地	湧 別 町	
2	集 落 跡	丁 寧 堅 穴 群	湧別町東 1281 番地	新 田 正	
3	遺物包含地	福 島 団 体 遺 跡	湧別町福島 380 番地	佐 藤 友 則	
4	〃	東 二 線 遺 跡	湧別町東 124 番地	伊 藤 学	
5	集 落 跡	川西オホーツク遺跡	湧別町川西 516 番地	伊 藤 斉	
6	〃	シブノツナイ遺跡	湧別町信部内 36 番地の 1	横 尾 司	
7	〃	川 西 遺 跡	湧別町川西 604 番地	本 間 友 子	
8	〃	シブノツナイ堅穴住居跡	湧別町川西 4045 番地	湧 別 町	
9	遺物包含地	芭 露 遺 跡	湧別町芭露 1387 番地	〃	
10	〃	キ ナ ウ シ 遺 跡	湧別町芭露 1953 番地	島 崎 正 也	
11	〃	登 栄 床 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
12	〃	湧 別 遺 跡	湧別町東 290 番地の 1	市 川 浩	
13	住 居 跡	B R 遺 跡	湧別町計呂地 277 番地	粥 川 博	
14	遺物包含地	二 軒 橋 遺 跡	湧別町芭露 1866 番地	湧 別 町	
15	〃	B R 遺 跡	湧別町芭露 206 番地	〃	
16	〃	〃	湧別町芭露 872 番地	〃	
17	〃	〃	湧別町芭露 752 番地	坂 東 守	
18	〃	福 島 団 体 2 遺 跡	湧別町福島 412 番地	湧 別 町	
19	〃	福 島 団 体 3 遺 跡	湧別町福島 535 番地	内 山 裕 一 郎	
20	〃	登 栄 床 2 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
21	〃	登 栄 床 3 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
22	〃	登 栄 床 4 遺 跡	湧別町登栄床国有林	国 有 林	112 林班
23	〃	円 山 遺 跡	湧別町計呂地国有林	国 有 林	111 林班
24	〃	福 島 団 体 4 遺 跡	湧別町福島 432 番地	高 柳 善 次	
25	〃	福 島 団 体 5 遺 跡	湧別町福島 444 番地	高 柳 善 次	

## 第 16 節 災害警備計画

この計画は、町長が警察に対して応援を要請することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持するとともに、安全を確保することを目的とする。

## 1. 災害警備

災害警備については、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

## (1) 災害の予警報の伝達に関する事項

北海道警察（遠軽警察署）は、災害に関する予報及び警報の伝達について、第3章第1節気象予警報の伝達計画により措置するものとする。

また、遠軽警察署長は、町長からの要請及びNTT通信回線の障害等の場合は、災害警備上必要と認められる範囲の予報及び警報の伝達について協力するものとする。

## (2) 事前措置に関する事項

## ア 町長が行う警察官の事前要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、遠軽警察署長を経て北見方面本部長に対して行うものとする。

## イ 町長からの要求により行う事前措置

遠軽警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

この場合、当該措置の事後処理は、町長が行うものとする。

## (3) 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

ア 遠軽警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報の収集に努めるものとする。

イ 遠軽警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路等被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関へ通報するものとする。

ウ 遠軽警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、町災害対策本部に警察幹部を派遣するものとする。

## (4) 避難に関する事項

ア 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。

イ 警察官は、基本法第61条に基づき、避難の指示を行う場合は、本章第4節 避難救出計画に定める避難所を示すものとする。ただし、災害規模の種別、規模、態様、現場の状況等により避難救護計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等は町長が行うものとする。

#### (5) 交通規制に関する事項

- ア 遠軽警察署長及び道路管理者は、管轄する道路における災害による交通の危険を防止し、住民の避難経路、緊急交通路の確保のため、あらかじめ災害の態様に応じた路線確保調査を行うとともに、交通規制路線、規制箇所、規制要領など隣接市町村管内をも含めた広域的な総合的交通対策について検討し、協議するよう努めるものとする。
- イ 遠軽警察署長及び道路管理者は、大規模災害発生 of 初期段階から、被災者保護、消火、災害緊急援助隊の出動のため、近隣市町村管内を含めた広域的な緊急交通路の確保に努めるものとする。

### 2. 応急設置に関する事項

#### (1) 警戒区域設定権等

遠軽警察署長は、警察官が災害対策基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

#### (2) 応急公用負担等

警察署長は警察官が災害対策基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

### 3. 救助に関する事項

警察署長は町長と協力し、被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う死体の捜索等災害活動に協力するものとする。

### 4. 災害時における広報

遠軽警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

## 第 17 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請計画については、本計画の定めるところによる。

### 1. 災害派遣要請依頼基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害時の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

### 2. 災害派遣要請要求の要領等

#### (1) 要請要求方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める時は、次の事項を明らかにした文書（様式 1）をもって北海道知事（オホーツク総合振興局）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話などで要請を要求し、また、第 2 5 普通科連隊に通報するとともに、その後速やかに文書を提出するものとする。

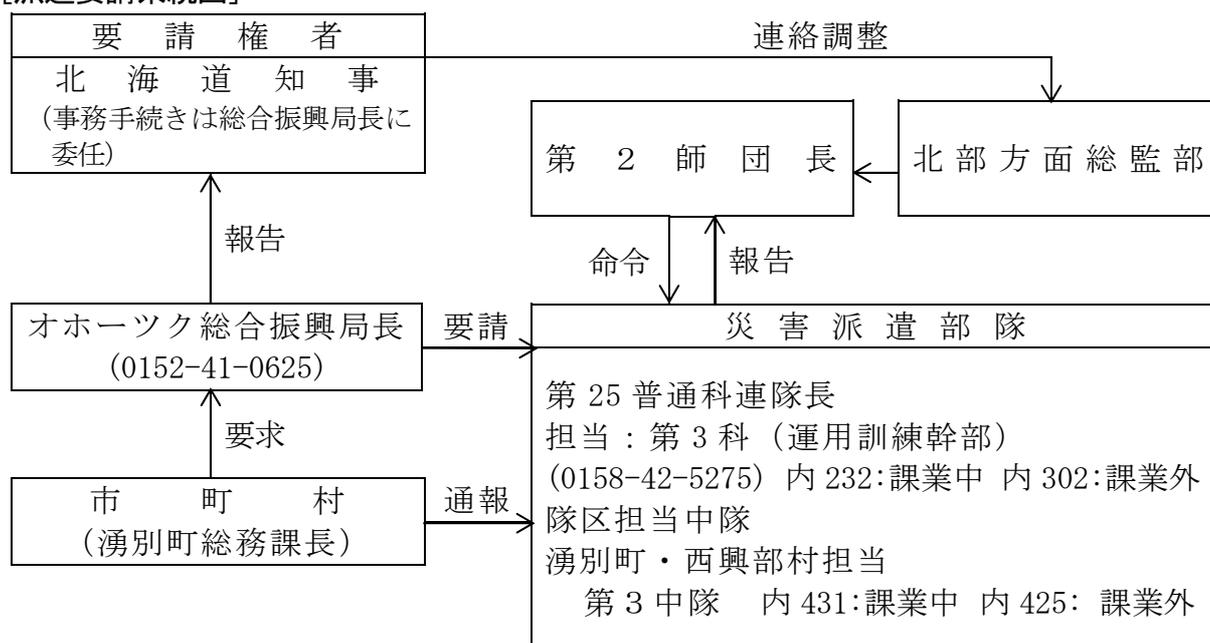
ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

#### [派遣要請系統図]



## (2) 知事（オホーツク総合振興局長）に要求できない場合の対応

町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

## (3) 担当班及び要請依頼先

災害派遣要請依頼は、総務班が担当する。関係書類の提出先は、オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課(FAX 0152-44-7261)とする。

**3. 災害派遣部隊の受入れ体制**

## (1) 受入れ準備の確立

北海道知事、オホーツク総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

## ア 宿泊所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、資機材等の保管場所の準備その他、受入れのために必要な措置をとる。

## イ 連絡職員の指名

連絡部隊及びオホーツク総合振興局長との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

## ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、機械等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

## (2) 派遣部隊到着後の措置

## ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

## イ 北海道知事（オホーツク総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を北海道知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

**4. 派遣部隊の撤収要請**

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって北海道知事（オホーツク総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。

ただし文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、後日文書を提出するものとする。

様式1

第 号  
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

湧別町長



自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式2

第 号  
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

湧別町長



自衛隊の撤収について

先に派遣要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収を要請願います。

記

1. 派遣箇所
2. 撤収日時 年 月 日 時 分
3. 撤収理由

## 第 18 節 消防防災ヘリコプター活用計画

地震・風水害等の災害時における消防防災ヘリコプターの活用についての計画は、次による。

### 1. 基本方針

北海道は、道内において地震・風水害等の災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図ることとしており、本町において地震・風水害等の災害が発生し、本町の消防力等によって災害応急対策が著しく困難な場合又はヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合に要請する。

### 2. 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところにより運航する。

### 3. 応援要請

消防防災ヘリコプターの要請は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

#### (1) 要請の要件

災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合に、知事に応援を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 災害が発生した市町村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### (2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

#### (3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	TEL	011-782-3233
	FAX	011-782-3234

#### 4. 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況の偵察、情報収集活動
  - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
  - ア 傷病者、医師等の搬送
- (3) 救助活動
  - ア 被災者の救助・救出
- (4) 火災防御活動
  - ア 空中消火
  - イ 消防隊員、資機材等の搬送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) その他

#### 5. 受入体制

町長は、消防防災ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えると共に、活動に係る安全対策を講じるものとする。

- (1) 離着陸場の確保
 

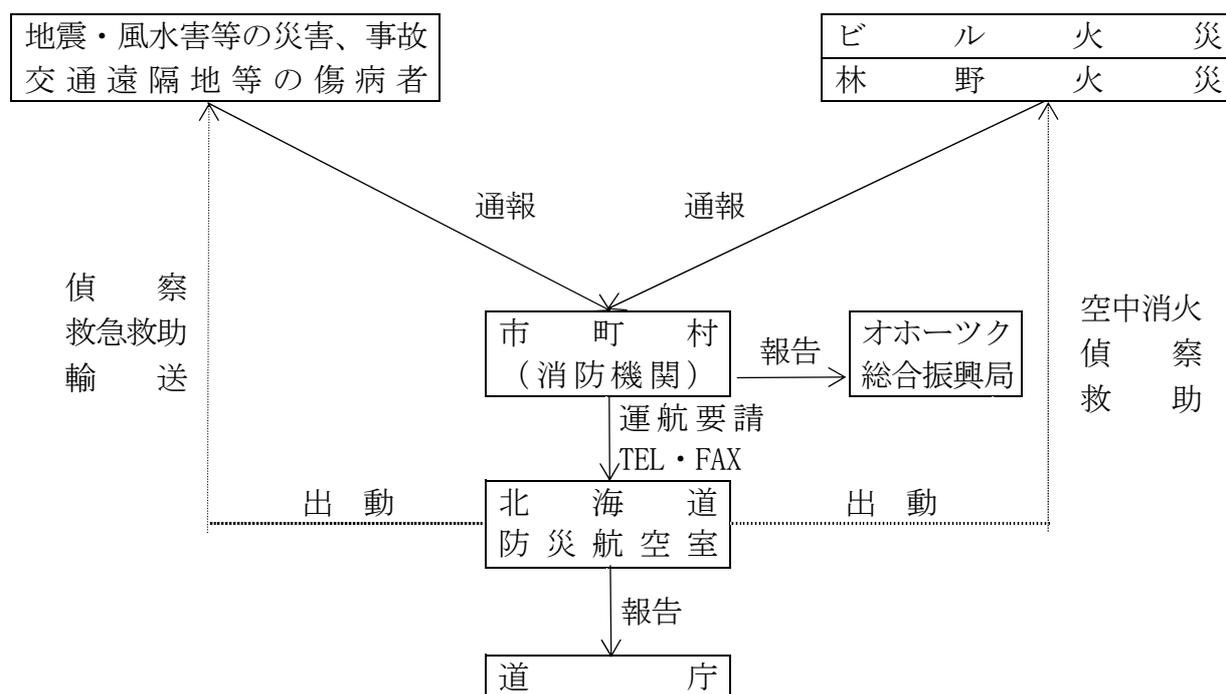
安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- (2) 安全対策
 

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための措置、地上の支援体制等を講じるものとする。
- (3) 離着陸場及び離着陸可能地
 

ヘリコプターの離着陸場及び離着陸可能地は、次のとおりとする。

離 着 陸 場	所 在 地	北 緯	東 経
上湧別中学校グラウンド	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1	44度09分35秒	143度34分28秒
上湧別百年記念公園	湧別町中湧別中町3020番地の1	44度11分02秒	143度35分45秒
中湧別野球場	湧別町中湧別南町905番地	44度10分55秒	143度35分17秒
湧別小学校グラウンド	湧別町錦町211番地の1	44度12分56秒	143度36分35秒

[消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー]



北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領様式第 1 号 (第 4 条関係)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関 名							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		Tel	FAX				
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	(照明、Mマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか) 特記事項								
必要とする資機材			現場での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名								
	現在付近で活動中の航空機の状況								
現 地 最 高 指 揮 者	(機関名)		(職・氏名)						
無 線 連 絡 方 法			(周波数)	Hz					
その他参考となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齡	所 属	職	氏 名	年 齡	備 考

## 第 19 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

## 1. 実施責任者

## (1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

## (2) 湧別町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、湧別町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

## 2. 実施の方法

## (1) 避難所

湧別町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

## (2) 公営住宅等のあっせん

湧別町は、災害時における被災者用の居住として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

## (3) 応急仮設住宅

## ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

## イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、湧別町が行う。

## ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

## エ 建設戸数（借上げを含む。）

北海道は湧別町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

## オ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 建設型応急住宅の標準規模は、1戸(室)につき 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### カ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、湧別町長に委任する。

## 第 20 節 家庭動物等対策計画

## 1. 実施責任者

町長は、逸走犬等の管理を行うものとする。

## 2. 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 3. 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第 21 節 救急医療対策計画

## 1. 目的

町内において天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対し防災会議関係機関は迅速かつ的確な救急医療措置を実施し得る体制を確立し、被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2. 救急医療の対象と範囲

## (1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象、又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、航空機などの墜落その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ関係機関が総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお集団的多数の傷病者とはおおむね50人以上に及ぶ災害とする。

## (2) 範囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的措置を含むものとする。

なお死体の検死、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

## 3. 関係機関業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	オホーツク総合振興局	1 自衛隊の災害派遣要請
	オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室	1 救急医療についての連絡調整 2 救急医療についての現地対策本部の設置に係る連絡調整 3 関係機関に対する出動要請に係る連絡調整 4 医療品、医療器具等の調達調整
湧 別 町		1 救急医療本部の設置 2 応急救護所の設置及び管理 3 医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
遠 軽 地 区 広 域 組 合 消 防 署 湧 別 出 張 所 上 湧 別 出 張 所		1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
遠 軽 警 察 署		1 傷病者等の救出及び災害現場の警戒警備 2 交通路の確保 3 死傷者等の身元確認 4 死体の検死
遠 軽 医 師 会		1 救護隊出動による医療の実施 2 医療施設の確保

#### 4. 集団救急医療体制

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を編成し応急医療に当たるものとする。  
なお救護班の構成（医師、看護師、事務職員等）は、遠軽医師会の定めるところによる。

##### (1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状態
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

##### (2) 出動範囲

遠軽医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

#### 5. 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（オホーツク総合振興局長）に対し次のとおり応援要請を行う。

- ア 救護班の支援（厚生病院、道立病院）
- イ 傷病者の救出、搬出、救急医療物資輸送の支援（自衛隊）

#### 6. 救急医療活動報告書の提出

遠軽医師会長は、町長の要請により救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び出動期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、金額）
- オ 応急医療活動の概要
- カ その他必要事項

#### 7. 経費の負担及び損害補償

##### (1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることとする。

- ア 湧別町
  - 町が対策を実施し、責務を有する災害の場合
- イ 北海道
  - 災害救助法が適用された災害の場合
- ウ 企業体等
  - 企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

## (2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従う。又救急医療活動のため使用した薬剤、医療材料、器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記(1)負担区分により弁償するものとする。

## (3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのため死亡、負傷若しくは病気にかかり、又は廃疾になったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

## 8. 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者に対する識別票（様式 1）を取り付けるとともに、救急状況調書（様式 2）を作成し、記録集計表（様式 3）に記載するものとする。

## \* トリアージ・タグ（様式 1）

1. トリアージは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な措置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージ・タグという。
2. 災害時等は、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等複数の機関が参集する大規模災害における混乱を避けるため、厚生労働省通知に示された様式に準じた様式を用いる。
3. 様式の基準
  - ① タグの形状及び寸法  
23.2cm（縦）×11cm（横）とする。
  - ② タグの紙質  
水に濡れても字が書けるなど、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもの、複写用紙は本体より薄手のものとする。
  - ③ タグ用紙の枚数  
3枚とし、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。
  - ④ タグの形式  
モギリ式としモギリの幅は 1.8cm とする。
  - ⑤ タグに用いる色の区分  
軽措置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色（0）とする。モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。
  - ⑥ 傷病者の同定及び担当機関の同定等に係る記載内容  
傷病者の同定の項目については、「氏名」「年齢」「性別」「住所」「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。担当機関の同定等の項目については、「(タグの) No.」「トリアージ実施月日・時

刻」「トリアージ実施者氏名」「搬送機関名」「収容医療機関名」とする。

また、3枚目の「収容医療機関名」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。

⑦ タッグ製作主体の裁量部分

地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該部分については、タッグ製作主体の裁量により作成するものとする。

様式 1

トリアージ・タグ

一枚目  
(災害現場用)

二枚目  
(搬送機関用)

The diagram shows a triage tag form with a width of 11.0 and a total height of 16.0. The form is divided into several sections. At the top, there is a small circle. The main body of the form is a table with the following structure:

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

At the bottom of the form, the text "湧別町災害対策本部" is centered. Dimensions are indicated on the right side: 1.8 for the top section, 6.2 for the middle table section, and 8.0 for the bottom section. The total height is 16.0. The width is 11.0.



三枚目裏面  
(収容医療  
機関用)

○

特記事項

湧別町災害対策本部

---

○ (黒)

---

I (赤)

---

II (黄)

---

III (緑)

様式2

救急状況調書

取扱隊員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所	傷病程度	医療機関名

様式3

記録集計表

月 日現在 被災状況	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現在	男							
	女							
	計					計		